

処方・調剤・保険請求の Q&A

調剤をしていて
疑問に思ったこと、
医師または患者さんに聞
かれて困ったこと、医師に疑
義照会して対応したがいまひとつ納
得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問
に各分野の専門家がお答えいたします。

日本薬剤師会

ご質問をお寄せくだ
さい。要項は81頁にあり
ます。なお、回答は本誌に掲載す
ることによってのみ行います。電話や
ファクシミリによる回答はご容赦くださ
い。また、特殊なケースの質問は、採用されない
こともありますのであらかじめご了承ください。

Q 外来服薬支援料を算定する場合、調剤基本料、基準調剤加算、後発医薬品調剤体制加算を一緒に算定することはできますか。(静岡県 匿名希望)

A 外来服薬支援料を算定する場合、処方せん受付回数は生じません。したがって、外来服薬支援料と併せて、調剤基本料、基準調剤加算、後発医薬品調剤体制加算などの点数を算定することはできません。

外来服薬支援料は、調剤報酬点数表における薬学管理料の項目の1つであり、平成20年4月に新設されました。この点数は、調剤済みの薬剤を対象としているもので、一包化や服薬カレンダーの活用などにより薬剤を整理し、日々の服薬管理が容易になるよう支援した場合に、服薬支援1回につき185点を算定します。

すなわち、外来服薬支援料として評価されている行為は、処方せんに基づく調剤技術ではありませんので、処方せんの受け付け(受付回数)が発生することはありません。したがって、「処方せんの受付1回につき」算定する調剤基本料(基準調剤加算、後発医薬品調剤体制加算を含む)はもちろん、処方せんに基づく調剤技術を評価する調剤料や各種調剤加算については、外来服薬支援料と併せて算定することはできません(表1)。

ただし、調剤済みの薬剤と一緒に処方せんを持参した場合には、その処方せんに対して受付回数が発生しますので、処方せんに係る調剤については通常どおりの算定が可能です。誤解しないよう注意してください。

表1 外来服薬支援料の算定要件(抜粋)

区分14の2 外来服薬支援料

- (1)～(2) <略>
- (3) 外来服薬支援は、処方せんによらず、調剤済みの薬剤について服薬管理の支援を目的として行うものであるため、薬剤の一包化を行った場合でも、調剤技術料[※]は算定できない。
- (4)～(5) <略>
- (6) 外来服薬支援料は、「区分番号15」の在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者については算定できない。また、現に他の保険医療機関又は保険薬局の薬剤師が訪問薬剤管理指導を行っている患者についても算定できない。

※：調剤報酬点数表において、調剤基本料や調剤料は「調剤技術料」に区分されている。

〔平成20年3月5日、保医発第0305001号(厚生労働省保険局医療課長通知)〕

Q 処方せんに基づいて調剤する際、処方医へ疑義照会し、医薬品を追加するよう指示を受けた場合は、追加分を別の処方せんで交付してもらう必要はありますか。それとも、処方せんに変更内容を記入しておけば構わないのでしょうか。(匿名希望)

A 別の処方せんで交付してもらう必要はありません。疑義照会に伴う記録として、追加することとなった医薬品を、薬剤師が処方せんの備考欄(または処方欄)に記入しておけば構いません。

薬剤師法施行規則では、疑義照会に伴う処方変更の内容や確認したことの記録については、薬剤師による処方せんへの記入を義務付けています(第15条)。また、健康保険においても、疑義照会に伴う記録は、保険処



方せんの「備考」欄または「処方」欄に記入することになっています(厚生省保険局医療課長通知)。

追加分の医薬品だけを別の処方せんで交付してもらったとしても、間違ったやり方であると指摘されることはないと思いますが、薬局側からみた場合、疑義照会に関する記録が残らない、もしくは、経緯がわかりにくくなってしまふ恐れもあるため、本会としてはあまり好ましいやり方ではないと考えています。

薬剤師による疑義照会に伴う記録・記入の取り扱い、法律上、明確に規定されていることであり、その信憑性などが問われるものではありません。処方内容の変更が生じた場合には、薬剤師がその内容を処方せんに正しく記録するという方法でまったく問題ありません。

Q 調剤済みの処方せんに、薬剤師が記名押印または署名しなければなりません、調剤録にも記名押印または署名が必要ですか。(匿名希望)

A 調剤録には、記名押印または署名する必要はありません。

薬剤師法において、薬剤師が調剤した場合は、調剤した処方せんに必要事項を記入した上で、記名押印または署名することが義務付けられています(第26条)。

健康保険においても、保険処方せんの「保険薬剤師氏名[㊟]」欄に、調剤を行った保険薬剤師が署名または姓名を記載・押印することになっています(厚生省保険局医療課長通知)。

しかし、調剤録については、調剤した薬剤師の氏名を記入することは義務付けられていますが(薬剤師法施行規則第16条、表2)、記名押印または署名までは求められていません。

記名押印または署名したとしても、記録として支障があるわけではありませんが、法的に求められていない以上、不要であると解釈するのが妥当でしょう。

表2 調剤録の記入事項(抜粋)

(調剤録の記入事項)

第16条 法第28条第2項の規定により調剤録に記入しなければならない事項は、次のとおりとする。

- 1 患者の氏名及び年齢
- 2 薬名及び分量
- 3 調剤年月日
- 4 調剤量
- 5 調剤した薬剤師の氏名
- 6 処方せんの発行年月日
- 7 処方せンを交付した医師、歯科医師又は獣医師の氏名
- 8 前号の者の住所又は勤務する病院若しくは診療所若しくは飼育動物診療施設の名称及び所在地
- 9 前条第2号及び第3号に掲げる事項

(昭和36年厚生省令第5号、薬剤師法施行規則)

